

事 務 連 絡

平成 30 年（2018 年）6 月 19 日

各市町障害福祉主管課

計画相談支援・障害児相談支援ご担当者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係

計画相談支援および障害児相談支援の精神障害者支援体制加算における
都道府県知事が認める研修の範囲について

平素は本県の障害者支援施策の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の報酬改定により計画相談支援および障害児相談支援に新設された精神障害者支援体制加算の算定要件として、「精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要」（平成 30 年 3 月 30 日障発 0330 第 4、5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）と規定されておりますが、本加算の算定要件となる研修のうち、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」の範囲を下記のとおりとしますので、ご了解願います。

- ・精神保健医療福祉業務従事者研修（基礎コース）※平成 25 年度以降に実施しているものに限る。
- ・滋賀のみんなでつくる精神保健医療福祉チーム（中核的人材育成）研修会

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係 中島

Tel : 077-528-3544